

窓口・電話受付時間を

変更します

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



令和8年10月1日(木)から

9:00~16:30

【変更前】8:15~17:00

対象窓口

- 役場本庁舎・西庁舎
- 笹尾連絡所
- 教育委員会事務局（総合文化センター内）
- 子育て支援センター（ふれあいセンター内）
- こども家庭センター（ふれあいセンター内）
- 発達支援室（保健福祉センター内）

総合文化センター（図書館・中央公民館・文化会館）、保健福祉センター、ふれあいセンター、笹尾コミュニティーセンター、総合体育館の施設利用時間は従来通りです。

東員町

Q & A



▲町ホームページ
もご覧ください

Q

なぜ役場の窓口・電話受付時間を変更するのですか？

A

職員の働き方改革を進め、より質の高い町民サービスを提供するためです。

現在の開庁時間（8：15～17：00）は職員の勤務時間と同じため、始業前の準備や終業後の処理などが職員の時間外勤務を前提としたものになっており、業務改善や職員間の情報共有の時間を勤務時間内に確保することが難しい状況です。この状況を改善し、事務処理の適正化とサービス向上に充てる時間を生み出すことを目的としています。

Q

開庁時間外・閉庁日の対応は？

A

今までの開庁時間外・閉庁日の対応と変わりません。

婚姻届や死亡届など戸籍の届け出は、開庁時間外・閉庁日でも受け付けできます。

また、開庁時間外・閉庁日の各課直通電話は自動音声案内になるため、緊急時は役場宿日直 執務時間外電話番号（☎0594-76-6045）までご連絡ください。

Q

町民サービスへの影響は？

A

来庁者が少ない時間帯の短縮であることと、オンライン手続きが普及してきていることから、影響は少ないと考えています。

令和6年度に行った調査では、短縮する時間帯の来庁者は全体の9.9%でした。また、現在は各種証明書のコンビニ交付サービスや各種手続きのオンライン申請など「来庁不要なサービス」も充実してきており、影響は限定的です。今後もさらなるオンライン化を進め、利便性の向上に努めます。

Q

なぜ1時間15分の短縮としたのですか？

A

開庁前の準備・閉庁後の片付け作業のほか、職員同士の情報共有や業務改善、新たな町民サービスを検討する時間を確保すること、また時間帯別の来庁者数および先行自治体の実施状況なども踏まえ、短縮する時間を決めました。

窓口に行かなくても簡単便利に手続き！

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機で、住民票などの各種証明書が取得できます。



オンライン申請

窓口に行かなくても、パソコンやスマホから手続き・申請ができるものもあります。



10月1日
から

コンビニ交付手数料を減額します

各種証明書 300円 → 100円

戸籍謄本・抄本 450円 → 250円

※令和10年3月末まで（予定）

